

ふくやまし しゅわげんごじょうれい こうふ
福山市ころをつなぐ手話言語条例をここに公布する。

へいせい ねん がつ にち
平成29年12月20日

ふくやましちやう えだ ひろ なお き
福山市長 枝 廣 直 幹

じょうれいだい ごう
条例第36号

ふくやまし しゅわげんごじょうれい
福山市ころをつなぐ手話言語条例

げんご たが きも りかい あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう うえ ふかけつ
言語は、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

かご しゅわ げんご みと しゅわ しょう
しかしながら、過去には手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な知識や情報を得られず、意思疎通を図ることが困難であることに、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

なか しやうがいしや けんり かん じやうやく しやうがいしやきほんほう しゅわ
このような中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において手話が言語であることが明記され、手話を必要とする全ての人が手話を通じて容易に必要な知識や情報を取得し、意思疎通を図ることのできる環境を整えることがより一層求められている。

わたし せんごふこう つう ひ つ
私たちは、戦後復興からのばらのまちづくりを通じて引き継がれてきたローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）をもって、手話への理解を広め、地域で支え合うことにより、手話を使って安心して暮らすことができる、共生する地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

もくてき
(目的)

だい じやう じょうれい しゅわ げんご にんしき もと しゅわ りかいおよ しゅわ
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することにより、全ての市民が共生する地域社会を実現することを目的とする。

きほんりねん
(基本理念)

だい じやう しゅわ りかいおよ しゅわ ふきゆう しゃ しゅわ いしそつう えんかつ ほか けんり
第2条 手話への理解及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、誰もが人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きてい きほんりねん い か きほんりねん
第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、
しゅわ りかい ひろ しゅわ しょう かんきょう せいび すいしん しゃ
手話への理解を広め、手話を使用しやすい環境の整備を推進するとともに、ろう者の
じりつ にちじょうせいかつおよ ちいき しゃかいさんか すず ひつよう しさく こう
自立した日常生活及び地域における社会参加を進めるために必要な施策を講ずるものとする。

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん たい りかい ふか しゅわ しょう かんきょう つと
第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくりに努め
しゅわ かん し しさく きょうりよく つと
るとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

しゃ ぜんこう さだ きほんりねん たい りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう
2 ろう者は、前項に定めるもののほか、基本理念に対する理解の促進及び手話の普及に
つと
努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか しゅわ かん し しさく きょうりよく
第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力する
つと しゃ りよう ていきょう つと
よう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

しさく すいしん
(施策の推進)

だい じょう し つぎ かか しさく すいしん
第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
しゅわ じょうほう しゅとく きかい かくだい しさく
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
い し そつう しゅだん しゅわ せんたく かんきょう せいび しさく
- (3) 意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
がっこうきょういく しゅわ した きょういっかつどう しゅわ りかい そくしん しさく
- (4) 学校教育における手話に親しむ教育活動など、手話への理解の促進のための施策
しゅわつうやくしゃ かく ほおよ ようせい しさく
- (5) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
さいがいじ じょうほう ていきょうおよ い し そつう しえん しさく
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援のための施策
ぜんかくごう かか じょうれい もくてき たっせい ひつよう しさく
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

し ぜんこう きてい しさく すいしん あ しゃ しゅわつうやくしゃ た かんけいしゃ
2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の
いけん き いけん せんちよう つと
意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

だい こう きてい しさく すいしん し べつ さだ しょう しゃ かん けいかく ちようわ たも
3 第1項に規定する施策の推進は、市が別に定める障がい者に関する計画との調和が保
たれたものでなければならない。

ざいせい そち
(財政措置)

だい じょう し しゅわ かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう
第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

い にん
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しょう べつ さだ
第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ ぞく
附 則
じょうれい こうふ ひ しこう
この条例は、公布の日から施行する。